

博士論文要旨

論文題名：明治維新と「公議」 - 「多数決」による政治的・社会的秩序の形成 -

立命館大学大学院文学研究科
人文学専攻博士課程後期課程

イコミ タカノリ

伊故海 貴則

本論文（序章と終章を除き全6章で構成）では、19世紀の日本列島で生じた「議論」行為と「合意」形成に関する変容を検討した。すなわち「全会一致」状態を導くことを意図する近世社会の「議論」行為・「合意」形成から、制定法として規定された「多数決」で決めることを原則とする近代社会の「議論」行為・「合意」形成への変容である。その際、「議論」や「合意」の問題と不可分の概念である「公議」に注目して考察を行った。「多数決」が規範性を帯びる過程とは、「公議」の浮上と制度化、そして「公議」の意味変容の過程でもあった。

第1章から第3章では、近世後期から幕末期における「議論」の構造と、その議事機関への影響を論じた。幕末の「議論」は、異論を唱える他者との調整を図る機能を有しておらず、むしろ、対立他者を「俗論」とみなし、自身の「正論」に服従（一致）させるための手段であった。水平的な議論・合意構築を志向する態度と、自己価値の押し付けが矛盾なく構造化され、政治化されたのである。幕末期の「公議」形成には、以上の性質が内包されていた。

上記をふまえて、府藩県三治制期に「公議」の場として導入された議事機関の構造を検討した。洋学者ら幕末の議会制イデオログによる構想や、維新政権・大名家の議事機関は、西洋思想の影響の一方で、「一致」の形成を目的とするなど、上記の意思決定構造を引き継いで成立した。この過程で、「民」を含めた列島住民の政治参加が志向され、合意形成範囲の拡大が意図されるようになった。ただし、府藩県三治制期の「公議」形成においては、「民」は「衆議」を提供する客体であり、提供された「衆議」が「公議」たりえるか否かの判断は「官」に存していた。「官」のイニシアチブのもとに、「民」の「公議」と「官」の「公議」の「一致」が目指されたのである。この「公議」形成の構造は、廃藩置県後に「多数決」を明記して開設された地方民会でも継承された。廃藩置県後の地方民会は、「至当」への「一致」に基づく「公議」形成と、「多数決」による「衆議」という、性質の異なる意思決定原理が内包され、制度化されたのである。ただし、あくまでも「至当」の「公議」形成が優位であった。

これらの問題とあわせて、議事機関として「公議」が制度化され、「公議」形成が試みられる区画の形成として、幕末期～明治0年代における統治権力と統治区画の再編過程についても考察した。それは、人々の「国」に対する帰属意識を背景として構築された「一国一円」的な

統治権力が、「一国」の性質を排した無機質な領域を「管轄」する「一元」的な行政権力へと変容していく過程であった。この「一元」的行政区画において、「多数決」が持ち込まれた。

第4章から第6章では、「多数決」の導入と規範化を論じた。武士身分集団により占有されていた権能の「奉還」が一区切りとなった廃藩置県以後は、「四民」に対する「自由」と「平等」の権利と国家への義務が「公権力」より「付与」されていく過程であった。こうして住民の政治参加と政策協議権の「付与」が進み、住民の「公議」に基づく社会運営が一気に制度化され、新しい社会運営形態に見合う秩序の形成が模索されるようになった。そのなかで各府県に地方民会が設けられた。ただし、地方民会は「個人」の意見を表明する場として設定されたわけではなかった。各議員は選出母体である村の意志に制約されており、村の代弁者として議事に臨む存在とみなされた。この編成下において「多数決」が導入されたことは、「全会一致」でない限り、一部の代議人の意志＝村の意志が否定されるという事態を招くものであった。それゆえに、末端の小区会では、議員から「多数決」に対する批判が発生し、議論の紛糾を生んだ。多数決制議会が円滑かつ永続的に機能するためには、社会構造の変容が必要であった。

この社会構造の変容をもたらしたのが地租改正であった。地租改正は「個人」の土地所有権を公認するものであり、村請制に基づく村を解体し、一定の地理的領域内における住民（個人）の同質性と、多様な利害を原理的に認める地域団体へと村を変容させた。かくして利害を異にする同質な「個人」が社会の構成員として存在することを前提に、「個人」の同意を得るべく、「多数決」を規定した県会や町村会が制度化された。しかし、村の利害共有団体的性格は、地租改正により全面的に解体されたわけではなかった。村の内部に「個人」の存在を認めつつ、利害共有団体としての性格を維持したのである。ここに村を超えた範囲での合意が困難となる要因がある。こうして、地租改正をめぐる「民」の合議では、地位の決定が達成されず、「多数決」の実施すら困難となった。そして「民」は「官」の裁定を求め、県や中央からの「押しつけ」を招いた。上位権力はこうして正統性を得る。明治0年代後半から10年代前半における「公議」の拡大は、「多数決」でなければ合意形成できない事態と、当事者間における「多数決」すら困難な事態を生み、上位権力の介入と正統化を招いたのである。

こうした社会編成の変容と並行して、人々の間で、「多数決」の決定に承服することを可能とする認識の転換が生じた。すなわち、議会を「多数」＝「公議輿論」を抽出する場とし、「多数決」で得られた「民」の多数意見を唯一の「公議輿論」と定義する認識の転換である。この認識転換により、以後、各政治勢力が自らの正当性を「多数」＝「公議輿論」に求め、自分たちの主張に「公議輿論」が存在することを唱えるようになった。それは、「多数」の名のもとに、それ以外の選択を断念させて「多数」への帰服を強いる「事実上の力」を備えた「権力」の成立であった。さらに、「公議輿論」を正当化する主張が中央の「官」＝統治を行う「公権力」の正統化すら招いた。「多数」の「権力」化をもたらした認識の転換は、上位権力を求め、彼らを「公権力」として無意識のうちに正統化することにつながったのである。

「多数決」による決定が人々に対して強制力を伴う政治的・社会的秩序は、こうして形成された。